

あっせん・仲裁手続における情報管理に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、あっせん・仲裁手続における情報管理に関する細則を定めるものである。

(情報の管理)

第2条 福岡県弁護士会紛争解決センターは、あっせん・仲裁手続において陳述される意見又は提出され、若しくは提示される書面若しくは証拠及びそれらに含まれる紛争の当事者若しくは第三者（法人を含む。）の秘密について、当会の個人情報保護規則に規定する「個人データ」に準じて管理するものとする。

附 則

- 1 この細則は、日本弁護士連合会の承認を得て、法務大臣が福岡県弁護士会を裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成16年法律第151号）第5条の規定に基づき認証紛争解決事業者として認証した日から施行する。
- 2 この細則の施行前に受理したあっせん・仲裁事件については、なお従前の例による。

（日弁連承認日 平成22年8月19日）

（法務大臣認証日 平成23年3月29日）